

狩猟鳥獣の法的な定義等

1. 狩猟鳥獣の定義

鳥獣保護管理法第2条第7項

この法律において「狩猟鳥獣」とは、希少鳥獣以外の鳥獣であって、その肉又は毛皮を利用する目的、管理をする目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

※鳥獣の管理：「生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」（鳥獣保護管理法第2条第3項）

2. 現行の狩猟鳥獣

| 鳥類 28 種類 | | | |
|----------|---------|----|-------------------|
| 1 | カワウ | 15 | コジュケイ |
| 2 | ゴイサギ | 16 | ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く） |
| 3 | マガモ | 17 | キジ |
| 4 | カルガモ | 18 | バン |
| 5 | コガモ | 19 | ヤマシギ（アマミヤマシギ除く） |
| 6 | ヨシガモ | 20 | タシギ |
| 7 | ヒドリガモ | 21 | キジバト |
| 8 | オナガガモ | 22 | ヒヨドリ |
| 9 | ハシビロガモ | 23 | ニューナイスズメ |
| 10 | ホシハジロ | 24 | スズメ |
| 11 | キンクロハジロ | 25 | ムクドリ |
| 12 | スズガモ | 26 | ミヤマガラス |
| 13 | クロガモ | 27 | ハシボソガラス |
| 14 | エゾライチョウ | 28 | ハシブトガラス |

| 獣類 20 種類 | | | |
|----------|--------------|----|--------------------------|
| 1 | ノウサギ | 11 | イタチ（オスに限る） |
| 2 | ユキウサギ | 12 | シベリアイタチ（長崎県対馬市以外の個体群に限る） |
| 3 | タイワンリス | 13 | ミンク |
| 4 | シマリス | 14 | アナグマ |
| 5 | ツキノワグマ | 15 | ハクビシン |
| 6 | ヒグマ | 16 | イノシシ |
| 7 | アライグマ | 17 | ニホンジカ |
| 8 | タヌキ | 18 | ヌートリア |
| 9 | キツネ | 19 | ノイヌ |
| 10 | テン（ツシマテンを除く） | 20 | ノネコ |

3. 見直しに係る考え方

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（抜粋）
〈令和3年環境省告示第69号〉

I 第四 1

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

狩猟鳥獣は、以下の 1) 及び 2) の選定の考え方に基づき、環境省令で定めるものとする。

- 1) 地方公共団体や狩猟者等の要請を踏まえ、狩猟の対象となり得ると認められるもの。
- 2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該捕獲等が、次の①～③のいずれの観点でも著しい影響を及ぼさないもの。
 - ① 当該鳥獣の保護の観点
 - ② 生物多様性の確保の観点
 - ③ 社会的・経済的な観点

この際、対象となる種の狩猟資源としての価値、生息状況、繁殖力等の生物学的な特性、地域個体群の長期的な動向、当該種による農林水産業等への被害の程度の側面等を踏まえ、総合的に検討する。なお、外来鳥獣については、当該鳥獣が狩猟の対象となることによる当該鳥獣の計画的な管理への影響の有無等についても考慮する。

国は、鳥獣保護管理事業計画に係る基本指針を5年ごとに見直す際、対象となる鳥獣の見直しを行う。

イ 保護及び管理の考え方

国は、全国的な狩猟鳥獣の保護の見地から、捕獲等の制限を行うとともに、必要に応じて狩猟鳥獣の指定解除の検討を行う。また、都道府県においても、都道府県が作成したレッドリスト等の情報を活用し、休猟区の指定、捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護を図る。

ただし、特に管理を強化すべき外来鳥獣である狩猟鳥獣については、その持続的な利用の観点での保護の取組は行わない。

狩猟鳥獣の捕獲に係る規制（制度及び規制の実施状況）

国が行う狩猟鳥獣の捕獲禁止又は制限（猟法の制限は除く）の状況

| 禁止・制限対象鳥獣名 | 禁 止 制 限 の 内 容 | | | 備 考 |
|---|---------------|---|---|-----------------------|
| | 禁止・制限の別 | 禁止・制限の期間又は頭羽数の制限 | 禁止・制限の区域 | |
| ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く。） | 禁止 | 自 平成29年 9月15日 至 令和 4年 9月14日 | 全国の区域（ヤマドリの雌にあつては放鳥獣をされたヤマドリの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除き、キジの雌にあつては放鳥獣をされたキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。） | 第12条第1項による施行規則第10条第1項 |
| ヒヨドリ | 禁止 | 〃 | 東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県の区域 | 〃 |
| ツキノワグマ | 禁止 | 〃 | 三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域 | 〃 |
| シマリス | 禁止 | 〃 | 北海道の区域 | 〃 |
| マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ | 制限 | 1日当たり合計して5羽（網を使用する場合にあつては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽） | 猟区の区域外 | 第12条第1項による施行規則第10条第2項 |
| エゾライチョウ | 制限 | 1日当たり2羽 | 猟区の区域外 | 〃 |
| ヤマドリ（雄）及びキジ（雄） | 制限 | 〃 合計して2羽 | 猟区の区域外 | 〃 |
| コジュケイ | 制限 | 〃 5羽 | 猟区の区域外 | 〃 |
| バン | 制限 | 〃 3羽 | 猟区の区域外 | 〃 |
| ヤマシギ及びタシギ | 制限 | 〃 合計して5羽 | 猟区の区域外 | 〃 |
| キジバト | 制限 | 〃 10羽 | 猟区の区域外 | 〃 |

狩猟鳥獣の保護を目的とした狩猟期間及び猟法の制限

1. 狩猟期間の制限

鳥獣保護管理法

第2条 (略)

5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年10月15日（北海道にあっては、毎年9月15日）から翌年4月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

第11条 (略)

2 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を行う期間を限定することができる。

鳥獣保護管理法施行規則

第9条 法第11条第2項の環境大臣が定める捕獲等を行う期間は、次の表の上欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

| 区域 | 狩猟鳥獣の捕獲等を行う期間 |
|----------|--|
| 北海道以外の区域 | 毎年11月15日から翌年2月15日まで（猟区の区域内においては、毎年10月15日から翌年3月15日まで、青森県、秋田県及び山形県の区域内であって、猟区の区域以外において、ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ヅノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペータ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）、クロガモ（メラニタ・アメリカナ）を捕獲する場合にあっては、毎年11月1日から翌年1月31日まで） |
| 北海道の区域 | 毎年10月1日から翌年1月31日まで（猟区の区域内においては、毎年9月15日から翌年2月末日まで） |

※当該狩猟鳥獣の捕獲等を行う期間は、第2種特定鳥獣管理計画の策定により、本来の法定狩猟期間（10月15日～翌4月15日）の範囲内で延長が可能（鳥獣保護管理法第14条第2項）。

2. 猟法の制限

鳥獣保護管理法

第12条 環境大臣は国際的又は全国的な対象狩猟鳥獣の保護の見地から、特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 3 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。

鳥獣保護管理法施行規則

第10条 (略)

- 3 法第12条第1項第3号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。
 - 一 ユキウサギ（レプス・ティミドゥス）及びノウサギ（レプス・ブラキユウルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）
 - 二 口径の長さが十番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法
 - 三 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は五ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法
 - 四 構造の一部として三発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法
 - 五 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）にあつては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法
 - 六 空気散弾銃を使用する方法
 - 七 同時に三十一以上のわなを使用する方法
 - 八 鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法
 - 九 イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
 - 十 ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法
 - 十一 つりばり又はとりもちを使用する方法
 - 十二 矢を使用する方法

- 十三 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法
- 十四 キジ笛を使用する方法
- 十五 ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

